平成２７年（フ）第６４号
青森市大字新城字山田222番地644
債務者　相馬　妙子
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第９０号
青森市佃１丁目24番16号
債務者　小笠原紀子
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３９号
青森県平川市本町平野70番地４、前住所埼玉県さいたま市緑区東大門２丁目18番地５ヒューマンスクエアー東川口202
債務者　船水　正行
1　決定年月日時　平成27年５月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第６２号
青森県弘前市大字三岳町13番地30　斉藤住宅Ａ号、前住所青森県弘前市大字西ケ丘町６番地９
債務者　横山　恵美
1　決定年月日時　平成27年５月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第４７号
神奈川県横須賀市三春町５丁目78番地　島森荘Ｂ―102
債務者　新里　浩美
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第１４７号
神奈川県厚木市温水1544番地12
債務者　鈴木　弘昭
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第６８号
松江市八雲町平原1818番地14
債務者　古浦　孝司
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
松江地方裁判所民事部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第４５５８号
東京都港区赤坂２丁目15番４号
破産者　ニューウェーヴ株式会社
1　決定年月日　平成27年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４５５９号
東京都狛江市東和泉４丁目１―15―305、開始決定時の住所東京都狛江市元和泉３丁目８―15―305
破産者　小椋　正樹
1　決定年月日　平成27年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５２７１号
東京都江戸川区鹿骨４丁目17番16号
破産者　株式会社オザキ
1　決定年月日　平成27年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５２７２号
東京都足立区大谷田１丁目１―５―203、開始決定時の住所東京都足立区谷中１丁目22―11―108
破産者　尾崎　孝文
1　決定年月日　平成27年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６７２２号
東京都練馬区石神井町７丁目32番５号
破産者　株式会社フロンティア
1　決定年月日　平成27年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７０５４号
東京都調布市佐須町３―８―７―201　齋藤方、住民票上の住所埼玉県川越市大字的場609―10
破産者　古川奈都子
1　決定年月日　平成27年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９２１７号
千葉県佐倉市鏑木仲田町５番７号
破産者　株式会社アース
1　決定年月日　平成27年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９２１８号
千葉県市川市平田３丁目７―22―304　グリーンタウン第３ミズホ、開始決定時の住所東京都江戸川区江戸川３丁目12―２
破産者　出水　　健
1　決定年月日　平成27年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０９０５号
東京都杉並区南荻窪４丁目29番10号
破産者　株式会社ステディワーク
1　決定年月日　平成27年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０９０６号
東京都練馬区下石神井６丁目25―３
破産者　飛田　　淳
1　決定年月日　平成27年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１０１３号
東京都渋谷区渋谷３丁目１番８―603号
破産者　株式会社オクト・インターナショナル
1　決定年月日　平成27年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１０１５号
東京都世田谷区用賀２丁目20―５―402
破産者　添田　裕司
1　決定年月日　平成27年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部